

法律第三十四号（令四・四・二七）

◎東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律
東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）の項を削る。

（総務・外務・内閣総理大臣署名）